

事業者の皆さん

償却資産を申告していますか？

資産税課 ☎ 65-1225 FAX 65-1255

償却資産とは

償却資産とは、法人・個人を問わず、事務所・工場・商店などを経営している人や、駐車場・アパートなどを貸し付けているなどの事業を行っている人が、その事業のために用いる土地・家屋以外の資産で、構築物・機械・工具・器具・備品などのことです。

例えばこんなものも償却資産になります



◎償却資産の対象となる資産

- ・太陽光発電設備（一般住宅用の設備で出力が10キロワットを超えるものを含む）
- ・償却済資産（耐用年数を経過した資産）
- ・租税特別措置法の規定を適用し、即時償却などをした資産
- ・遊休、未稼働資産（いつでも稼働しうる状態の資産）
- ・自動車税、軽自動車税の課税対象とならない特殊車両など
- ・改良費、移設費 ※詳しくは裏面をご覧ください。

◎償却資産の対象とならない資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産（乗用車など）
- ・繰延資産
- ・無形減価償却資産（特許権、ソフトウェア、漁業権など）

償却資産は、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されますが、土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者による申告が必要となります。

申告をしなければならない人

毎年1月1日現在、新居浜市内に償却資産を所有している人は、1月31日までの申告が必要です。なお、次の場合は（ ）内の人での申告が必要ですので、ご注意ください。

- 賃貸を目的とした償却資産（貸主の人）
- 割賦販売など、所有権が売主に留保されている償却資産（買主の人）
- 借家に内装、造作および建築設備として取り付けた償却資産（取り付けた人）
- 共有の償却資産については、共有代表者の人

申告の際は、市ホームページに「申告の手引」を掲載しておりますので、ご利用ください。

※申告の手引は、リンク先ページ下部にあります



申告漏れによる課税について

申告が必要な資産について申告漏れがありましたら、地方税法第17条の5第1項の規定により、資産を取得した年の翌年度（最大5年間）までさかのぼって課税することになります。その際に、修正申告書の提出を依頼することもありますのでご協力をお願いします。

太陽光発電設備の申告について

太陽光発電設備については、資産を取得した翌年から3年間、課税標準の特例が適用されます。

適用される特例の具体的な内容や、申告の際に添付していただく書類などについては、ホームページをご覧ください。資産税課までお問い合わせください。



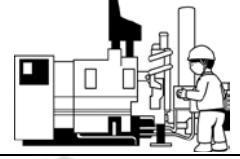
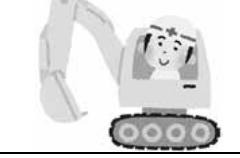




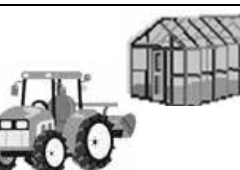


★申告しない人、または虚偽の申告をした人

正当な理由がなく申告しない場合は、地方税法第386条および新居浜市税賦課徴収条例第75条の規定により過料が科されることがあるほか、同法368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により罰金などを科されることになります。

下記のような資産があれば申告が必要です！

業 種	主な償却資産の内容	
各業種共通のもの		太陽光発電設備（出力が10キロワット未満のものを除く）、蓄電池設備、外構工事（門扉、塀、外灯、緑化設備、側溝など）、舗装路面、看板、広告塔、ネオンサイン、庭園、内部造作、キャビネット、ロッカー、応接セット、コピー機、レジスター、エアコン、パソコン、金庫など
不動産貸付（賃貸マンション・アパート）業、寄宿舎 駐車場事業		柵、ネット、フェンス、受変電設備、自家発電装置、中央監視装置、浄化槽、屋外の給排水設備、集合郵便受け、自転車置場、駐車場舗装、駐車装置（機械装置・ターンテーブル）、花壇、物置など
工場（製造業、印刷業、倉庫業、卸売業など）		ネット、フェンス、構内舗装、受変電設備、自家発電設備、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、梱包器、工場などの幹線動力設備、機械の給排水設備、貯水設備、福利厚生設備など
建設業（工事請負業、建設機械などのリース業）		ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、ロードローラー、コンクリートカッターなど
店舗（小売店、飲食店、製パン・製菓業など）		日よけ、商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、厨房設備、冷凍冷蔵庫、窯、オープン、ビニール包装機、カウンター、テーブル、椅子、駐車場舗装、カラオケ機器、テレビ、放送設備、タオル蒸器など
理・美容業、 クリーニング業		サインポール、パーマ器、ドライヤー、理・美容椅子、消毒殺菌設備、タオル蒸器、洗面設備、浄化槽、給排水設備、洗濯・乾燥機、プレス機、ミシン、ビニール包装設備など
娯楽業（パチンコ店、ゴルフ練習場、テニスクラブなど）		パチンコ機、島設備、玉貸機、玉計数機、ゲーム機、両替機、スクリーン設備、ゴルフ練習場用設備、テニスコート、フェンス、オートテニス設備、人工芝、照明設備、自動販売機など
医業（医院・歯科医院、薬局など）		駐車場舗装、受変電設備、自家発電設備、各種医療機器（ベッド、手術台、消毒殺菌機器、X線装置、電気血圧計、心電計、歯科診療用ユニット、各種検査機器など）、薬品戸棚、待合室用椅子、放送設備など
ガソリンスタンド 自動車修理業		地下タンク、洗車機、ガソリン計量器、リフト、照明設備、構内舗装、充電器、ジャッキ、溶接機、コンプレッサー、自動販売機など
農 業		ビニールハウス、果樹棚、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、発電機、もみすり機、保冷库、農業用器具、農業用機械設備など

実地調査について

市では、公平、適正な課税を目的として、地方税法第408条に基づき、実地調査を行うことがあります。また、同法第353条に基づき、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の提出をお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。